

・第3編

震災対策編

◆第1章 災害予防計画

〈震災対策編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的にみておおむね同様である。

そこで、本編では各節ごとの具体的な施策については「一般災害対策編」の各施策を準用している。ただし、震災対策として独特の内容がある節のみ登載した。

③ 〈1. 予防〉 第1節・第2節

節	節 名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	防災知識普及計画	51	「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第2節	地域防災活動活性化計画	54	<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害」を「地震」及び「震災」に ● 「安全性」を「耐震性」に

第3節 防災訓練計画

地震発生時に備えた防災訓練計画については、第2編第1章第3節「防災訓練計画」に準ずる。ただし、訓練項目において留意すべき事項については以下による。

町は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

第1 災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

第2 通信情報連絡訓練

通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。

第3 職員非常招集訓練

通常の交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

第4 避難訓練

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

第5 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

第6 救出・救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

第7 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

第8 消防訓練

消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

第9 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

第10 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

第11 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保険・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

第12 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

第13 交通規制訓練

緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

③ 〈1. 予防〉 第4節～第9節

節	節 名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第4節	通信確保計画	60	<p>「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に
第5節	避難対策計画	62	
第6節	災害医療体制整備計画	71	
第7節	要配慮者の安全確保計画	72	
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	81	
第9節	孤立化対策計画	83	

第10節 防災施設等整備計画

公共施設や通信施設等の防災施設の整備計画については、第2編第1章第11節「防災施設等整備計画」に準ずるとともに、震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第1 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第6次「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。

第2 公共施設等の整備

道路施設、避難所となる学校施設、公共施設及び多数を収容する重要施設等並びに医療施設について、その不燃化、耐震化、断熱化及び非常電源の整備に努める。

第3 通信施設の整備

屋外告知装置について、国の補助制度の活用により整備に努める。また、屋外告知装置、地域衛星ネットワーク、超小型地球局（V S A T）の周辺施設の耐震化及び非常電源設備の整備に努める。

第4 消防施設の整備

地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充するとともに、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等の整備に努める。

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

震災の被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、安全性の向上を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

町は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 町施設の耐震強化

ア 防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ 防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

ウ 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、

建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

- (1) 建築物の耐震性の確保について広く住民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- (2) 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- (1) 道路に面する建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- (2) 特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- (1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすよう強力に指導する。
- (2) 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、町においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により住民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及や加入促進に努める。

第12節 交通施設安全確保計画

震災に備えた道路及び橋梁等の交通施設の安全確保については、第2編第1章第13節「交通施設安全確保計画」に準ずる。ただし、橋梁等の整備については以下による。

第1 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、町内の橋梁について、関係機関と連携して耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

- (1) 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- (3) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

第2 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、町内に横断歩道橋を設置する場合には、最新の耐震設計基準に基づいて設計し設置する。

節	節名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	91	「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に
第14節	危険物施設等安全確保計画	93	
第15節	土砂災害予防計画	111	

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

- (1) 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- (2) 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

- (1) 町は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図るために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスこんろや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には初期微動でただちに火を消すこと。それができない場合は、まず身の安全を確保し揺れが収まってから火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) 耐震自動消火装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防運動期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (6) 一般家庭について、盛岡中央消防署葛巻分署及び葛巻町消防団等により家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。
- (7) 住宅用火災警報器の維持管理及び未設置住宅に設置を指導する。

2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自衛消防隊の育成指導を行う。

- (6) 病院、商店街等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

第3 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

1 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (1) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (2) 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (3) 幼年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

2 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (1) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第4 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、町は、次により消防計画の整備及び消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

(1) 災害警防計画

消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒体制等を定める。

(3) 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。

(4) 特殊建築物の防ぎょ計画

建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある大規模建築物等について定める。

(5) 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

(1) 消防資機材等の整備

ア 今後消防団に整備する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車については、救助資機材搭載型を中心に整備する。

イ 建築物の密集地域には、小型動力ポンプ及び移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防団の育成

ア 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

第5 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 耐震防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

第6 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施

設の整備充実を図る。

第7 ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

③ 〈1. 予防〉 第17節、18節

節	節 名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第17節	防災ボランティア育成計画	127	「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第18節	事業継続対策計画	130	<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害」を「地震」及び「震災」に ● 「安全性」を「耐震性」に

第2章

災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- (1) 町及びその他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生の可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- (3) 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう、各部門における人員面での協力体制を確立する。
- (4) 災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業種及び団体との協力体制の強化を図る。
- (5) 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- (6) 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家の意見・支援を活用する。
- (7) 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第2編第2章第1節「活動体制計画」の定めるところにより、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

なお、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害警戒本部又は災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ町長が指名する職員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第3 地震発生時の対応

1 地震災害警戒本部の設置

地震災害警戒本部は、町内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合、その他、副町長が必要と認めたときに、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため設置する。

2 地震災害対策本部の設置

地震災害対策本部は、町内に震度5強以上の地震が発生した場合、その他、町本部長が必要と認めたとときに設置する。

第4 動員計画

配備体制については、第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。ただし、地震災害時における配備基準については、次のとおりとする。

	災害警戒本部	災害対策本部	
		第1号非常配備体制	第2号非常配備体制
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合 ○ その他、副町長が必要と認めたととき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に震度5強の地震が発生した場合 ○ その他、町本部長が必要と認めたととき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ その他、町本部長が必要と認めたととき。

③ 〈2. 応急〉第2節 通信情報計画

節	節 名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節	通信情報計画	180	<p>「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に

第3節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

町本部は、職員を動員するなどし、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県本部及び関係機関に伝達及び報告を行う。

情報活動については、第2編第2章第4節「情報の収集・伝達計画」に準ずる。ただし、地震に関する情報の収集・処理については、次による。

第2 災害情報の収集、報告

1 町

- (1) 町本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- (3) 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数

イ 活動地域

ウ 応援期間

エ 応援業務の内容

オ 携行すべき資機材等

カ その他参考事項

- (5) 町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。
- (6) 町本部長は、町の区域内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- (7) 町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- (8) 町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。
- (9) 町本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死

傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

(10) 町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

(11) 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第3 情報の処理

1 地震情報等の受理・伝達・周知

(1) 県から通知される地震に関する情報等は、町において受理する。

(2) 受理した情報については、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。

2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

(1) 被害状況

(2) 避難の指示又は警戒区域設定状況

(3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

(4) 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況

(5) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況

(6) 観光客等の状況

(7) 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の分析整理

平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

第4節 広報広聴計画

第1 基本方針

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動については、第2編第2章第5節「広報広聴計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 災害発生時の注意事項
- (3) 町長等が実施した避難指示等
- (4) 避難所の開設状況
- (5) 救護所の開設状況
- (6) 道路及び交通情報
- (7) 各災害応急対策の実施状況
- (8) 災害応急復旧の見通し
- (9) 二次災害の予防に関する情報
- (10) 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項
- (11) 安否情報及び避難者名簿情報
- (12) 生活関連情報
- (13) 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
- (14) 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- (15) その他必要な情報

第5節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していると想定されるため、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去する。また、地殻の変動により道路に地割れや段差が発生していることも想定されることから、速やかに状況を把握し必要に応じて交通規制を実施するとともに、関係機関と協議を行い可能な箇所については仮応急工事を実施し、陸上交通の確保に努める。

交通確保及び輸送計画については、第2編第2章第6節「交通確保・輸送計画」に準ずる。ただし、地震発生時の自動車を運転する住民のとるべき措置については以下による。

(交通の方法に関する教則第10章第3節より)

- 1 自動車を運転中に大地震が発生したときは、次のような措置をとること。
 - (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなどできる限り安全な方法で道路の左側に停止させること。
 - (2) 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - (3) 引き続き自動車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
 - (4) 自動車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 2 自動車を運転中以外の場合に大地震が発生したときは、次のような措置をとること。
避難のために車を使用しないこと。
- 3 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、または制限されるので、この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいいます。)内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければなりません。
 - (1) 速やかに、自動車を次の場所へ移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、自動車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って自動車を移動又は駐車すること。

なお、警察官は、通行禁止区域等において自動車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その自動車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあります。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、自動車などを破損することがあります。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがあります。

節	節 名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第6節	公安警備計画	209	「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- (1) 地震による大規模火災時には、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- (2) 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- (3) 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- (4) 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- (5) 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、町本部及び防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

危険物貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 消火活動

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるため、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

町本部及び消防団は、地震災害が発生した場合、「消防計画」に基づき、消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、屋外告知装置や車両広報等により地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、屋外告知装置や車両広報等により地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 〈2. 応急〉第8節～第16節

節	節名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	県、市町村等応援協力計画	226	<p>「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	232	
第10節	防災ボランティア活動計画	238	
第11節	義援物資、義援金の受付・配分計画	251	
第12節	災害救助法の適用計画	253	
第13節	避難・救出計画	261	
第14節	医療・保健計画	284	
第15節	食料、生活必需品等供給計画	290	
第16節	給水計画	294	

第17節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

応急仮設住宅の供与及び応急修理等については、第2編第2章第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」に準ずる。ただし、建築物の応急危険度判定の実施については、以下による。

第1 建築物の応急危険度判定

- (1) 被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県本部に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、建築物の危険度判定を実施する。
- (2) 応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - イ 地図の提供
 - ウ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

第2 応急危険度判定結果の表示

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 主として目視等により被災建築物を調査する。
- (2) 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険	赤紙を貼る。
要 注 意	黄紙を貼る。
調 査 済	緑紙を貼る。

3 (2. 応急) 第18節～第26節

節	節名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第18節	感染症予防計画	306	<p>「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に
第19節	廃棄物処理・障害物除去計画	309	
第20節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	316	
第21節	応急対策要員確保計画	319	
第22節	文教対策計画	331	
第23節	公共土木施設等応急対策計画	339	
第24節	ライフライン施設応急対策計画	341	
第25節	危険物施設等応急対策計画	346	
第26節	防災ヘリコプター等活動計画	366	

第 3 章

災害復旧・復興計画

③ 〈3. 復旧・復興〉第1節～第4節

節	節名	一般災害対策編 参照ページ	各節の使用の方法
第1節	公共施設等の災害復旧計画	401	「第2編一般災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「災害」を「地震」及び「震災」に ●「安全性」を「耐震性」に
第2節	生活の安定確保計画	404	
第3節	復興計画の作成	410	
第4節	心的外傷後ストレス障害(P T S D)のケア計画	413	

